

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成31年 3月20日

三朝町長

三朝町条例第2号

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

(三朝町法定外公共物管理条例の一部改正)

第1条 三朝町法定外公共物管理条例（平成15年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前		
<p>別表（第7条関係）</p> <p>1 占用料 略</p> <p>2 生産物採取料</p> <table border="1" data-bbox="272 1462 842 1512"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1～7 略</p> <p>8 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる土地の占用以外の占用に係る1件の占用料の額は、この表（備考7を除く。）の規定により計算して得た額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。ただし、その額が100円未満である場合にあつては、100円）</p>	略	<p>別表（第7条関係）</p> <p>1 占用料 略</p> <p>2 生産物採取料</p> <table border="1" data-bbox="916 1462 1485 1512"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1～7 略</p> <p>8 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる土地の占用以外の占用に係る1件の占用料の額は、この表（備考7を除く。）の規定により計算して得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。ただし、その額が100円未満である場合にあつては、100円）</p>	略
略			
略			

とするものとする。	とするものとする。
-----------	-----------

(三朝町道路占用料徴収条例の一部改正)

第2条 三朝町道路占用料徴収条例（平成17年三朝町条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前		
別表（第2条関係） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> 備考 1～8 略 9 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる占有以外の占有に係る1件の占用料の額は、この表（備考7を除く。）の規定により計算して得た額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。ただし、その額が100円未満である場合にあっては、100円）とするものとする。	略	別表（第2条関係） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> 備考 1～8 略 9 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる占有以外の占有に係る1件の占用料の額は、この表（備考7を除く。）の規定により計算して得た額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。ただし、その額が100円未満である場合にあっては、100円）とするものとする。	略
略			
略			

(三朝町水道事業給水条例の一部改正)

第3条 三朝町水道事業給水条例（平成10年三朝町条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(工事費の算出方法) 第8条 管理者が <u>施工する</u> 給水装置工事の工	(工事費の算出方法) 第8条 管理者が <u>施行する</u> 給水装置工事の工

<p>事費用は、次の合計額に<u>100分の110</u>を乗じた額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(料金)</p> <p>第24条 料金は、第17条第1項ただし書の規定を除くほか、<u>全て</u>口径別料金とし、別表第2に定める基本料金と超過料金との合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>	<p>事費用は、次の合計額に<u>100分の108</u>を乗じた額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(料金)</p> <p>第24条 料金は、第17条第1項ただし書の規定を除くほか、<u>すべて</u>口径別料金とし、別表第2に定める基本料金と超過料金との合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>
---	--

(三朝町簡易水道等給水条例の一部改正)

第4条 三朝町簡易水道等給水条例（平成9年三朝町条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(工事費の算出方法)</p> <p>第8条 町長が<u>施工する</u>給水装置の新設等の工事費は、次の合計額に<u>100分の110</u>を乗じた額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(料金)</p> <p>第25条 料金は、第18条第1項ただし書の規定を除くほか、<u>全て</u>口径別料金とし、別表第3に定める基本料金と超過料金との合計額に</p>	<p>(工事費の算出方法)</p> <p>第8条 町長が<u>施行する</u>給水装置の新設等の工事費は、次の合計額に<u>100分の108</u>を乗じた額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(料金)</p> <p>第25条 料金は、第18条第1項ただし書の規定を除くほか、<u>すべて</u>口径別料金とし、別表第3に定める基本料金と超過料金との合計額</p>

100分の110を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	に100分の108を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
---	--

(三朝町温泉配湯条例の一部改正)

第5条 三朝町温泉配湯条例(平成23年三朝町条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(使用料金)</p> <p>第12条 利用者は、配湯に係る使用料金として別表に定める基本料金と超過料金との合計額<u>に100分の110</u>を乗じて得た金額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を納めなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(使用料金)</p> <p>第12条 利用者は、配湯に係る使用料金として別表に定める基本料金と超過料金との合計額<u>に100分の108</u>を乗じて得た金額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を納めなければならない。</p> <p>2 略</p>

(三朝町公共下水道条例の一部改正)

第6条 三朝町公共下水道条例(昭和61年三朝町条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(使用料の額)</p> <p>第22条の2 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量(以下「排除汚水量」という。)に応じ、別表第1に定める基本料金と超過料金との合計額<u>に100分の110</u>を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第22条の2 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量(以下「排除汚水量」という。)に応じ、別表第1に定める基本料金と超過料金との合計額<u>に100分の108</u>を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>

(三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成6年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(使用料) 第11条 略 2 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、別表第2に定める基本料金と超過料金との合計額に <u>100分の110</u> を乗じて得た金額とする。 この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 3 略	(使用料) 第11条 略 2 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、別表第2に定める基本料金と超過料金との合計額に <u>100分の108</u> を乗じて得た金額とする。 この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 3 略

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の三朝町法定外公共物管理条例及び第2条の規定による改正後の三朝町道路占用料徴収条例の規定は、施行日以後に行う占用の許可に係る占用料について適用し、同日前に行う占用の許可に係る占用料については、なお従前の例による。

3 第3条の規定による改正後の三朝町水道事業給水条例第8条第1項の規定及び第4条の規定による改正後の三朝町簡易水道等給水条例第8条第1項の規定は、平成31年4月1日（以下「指定日」という。）以後に着手する工事（施行日前に完成する工事を除く。）について適用し、指定日前に着手した工事については、なお従前の例による。

4 施行日前から継続して供給している水道若しくは簡易水道の使用又は温泉配湯の使用及び継続して汚水を排除している公共下水道の使用又は集落排水処理施設の使用中、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、第3条の規定による改正後の三朝町水道事業給水条例第24条若しくは第4条の規定による改正後の三朝町簡易水道等給水条例第25条の規定又は第5条の

規定による改正後の三朝町温泉配湯条例第12条第1項の規定及び第6条の規定による改正後の三朝町公共下水道条例第22条の2の規定又は第7条の規定による改正後の三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第11条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。